

中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3 要綱第4条に規定する補助対象事業は、次の各号の要件及び別表第1の要件を満たす事業とする。

(1) 省エネルギー設備(高効率空調設備、LED照明)の導入

ア 補助対象者が使用する事業所に設置すること(共同申請の場合、リース契約等利用者が使用する事業所に設置すること)。

イ 補助対象者自らが所有する設備であること。

ウ 既存設備に替えて未使用の設備を導入し、事業の用に供するものであること。

エ 実施により省エネルギーが図られ、二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれるもの。

オ 2者以上の事業者から見積書を徴収し、最低価格を提示した事業者から設備を導入すること。

カ 設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する交付決定日以降に行うこと。

(2) 再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、蓄電システム)の導入

ア 補助対象者が使用する事業所に設置すること(共同申請の場合、リース契約等利用者が使用する事業所に設置すること)。

イ 補助対象者自らが所有する設備であること。

ウ 未使用の設備を事業所に導入し、事業の用に供するものであること。

エ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT(Feed in Tariff)制度又はFIP(Feed in Premium)制度による売電を行わないものであること。

オ 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を、導入場所の敷地内の事業所で自家消費すること。

カ 蓄電システムから供給される電力が、原則、導入場所の敷地内の事業所で使用(自家消費)されるものであること。

キ 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した環境価値について、J-クレジット制度その他への登録、証書化等による取引を行わないこと。

ク 設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工を補助金交付決定通知書に記載する交付決定日以降に行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、本補助金の交付対象外とする。

- (1) 省エネルギー設備（高効率空調設備、LED照明）
- ア 中古品の設置、自社製品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業
 - イ 設備を新たに導入・増設する事業
 - ウ レンタル等により短期間の導入となる事業
 - エ 兼用設備（補助対象の区分が明確にできない設備）等を導入する事業
 - オ 技術開発、実証実験その他これらに類する事業
 - カ 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業
 - キ 実施期間内に補助対象事業の完了が見込めない事業
 - ク 本補助金と併せて受給することのできない補助金等を受給している事業
 - ケ 公序良俗に反するおそれがある事業
 - コ その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして市長が適当でないと認める事業
- (2) 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電システム）
- ア 中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業
 - イ レンタル等により短期間の導入となる事業
 - ウ 技術開発、実証実験その他これらに類する事業
 - エ 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業
 - オ 実施期間内に補助対象事業の完了が見込めない事業
 - カ 本補助金と併せて受給することのできない補助金等を受給している事業
 - キ 公序良俗に反するおそれがある事業
 - ク その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして市長が適当でないと認める事業

（補助対象者）

第4 要綱第5条に規定する補助対象者において、次の各号のいずれかに該当する者は、本補助金の交付対象外とする。

- (1) 市税及び市に対する債務の支払い等の滞納又は未申告者
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
 - (3) 本要綱施行時から本要綱第7条に係る交付申請書提出までの間に、名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止の措置要件に該当する行為を行っている者
 - (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
 - (6) 公序良俗に反する活動を行う団体
 - (7) 政治団体、宗教上の組織又は団体
 - (8) 虚偽の補助金交付申請を行った者
 - (9) 国、地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する団体
 - (10) その他市長が不相当と認める者
- 2 補助対象者がリース契約等事業者となる場合、共同申請を行うリース契約等利用者が前項の各号のいずれかに該当するときは、当該リース契約等事業者は、要綱第5条の規定にかかわらず、本補助金の交付対象外とする。

(補助対象経費)

第5 要綱第6条第1項に規定する補助対象経費の項目は、別表第2に掲げる経費から、国・県等の補助金、寄付金その他の収入の額を控除した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費の対象外とする。

- (1) 設置する場所の整備工事、基礎工事に係る経費
- (2) 導入にあたっての調査費、設計費、事務費
- (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄・移設等に係る経費
- (4) 既存設備等の劣化等に伴う修繕費、補修費
- (5) 諸経費・雑費などの不明瞭な経費
- (6) 自社が施工した場合に係る経費（リース契約及び電力販売契約による導入時は除く）
- (7) メンテナンス費（保証料）、保守契約費用
- (8) 消費税及び地方消費税
- (9) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (10) 値引き費用（ポイント等の利用による値引きも含む）
- (11) 各種保証・保険料、振込手数料等
- (12) 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との区別が難しいもの
- (13) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の交付申請)

第6 要綱第7条に規定する交付申請書に添付する書類は別表第3に掲げるものとし、申請期限は令和6年9月13日とする。

2 申請期限前に補助金交付申請額が予算額に達した場合には、前項の規定にかかわらず、その日をもって交付申請の受付を終了するものとする。

(計画の変更)

第7 要綱第10条第1項に規定する計画変更申請書に添付する書類は別表第3に掲げるもののうち、変更があるものとする。

(実績報告及び請求)

第8 要綱第12条に規定する実績報告書兼補助金請求書に添付する書類は別表第4に掲げるものとし、提出期限は補助対象事業の完了後、30日以内又は令和7年1月31日のいずれか早い日とする。

(書類の提出)

第9 要綱の規定により提出する書類は、市長が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

(抽選)

第10 第6条第2項に規定する受付を終了する日に複数の交付申請があった場合は、抽選により補助事業者を決定する。

(補助回数の制限)

第 11 要綱第 5 条に規定する補助対象者において、補助金の交付を受けられるのは、同一年度において、一つの補助対象者あたり省エネルギー設備について一回、再生可能エネルギー設備について一回限りとする。ただし、リース契約等事業者が補助対象者の場合はこの限りではない。

(取得財産等の管理)

第 12 要綱第 15 条第 1 項に規定する補助対象設備の善良な管理者の注意をもって管理する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間とする。

2 譲渡による財産処分を行った場合、要綱第 15 条に規定する取得財産等の管理における義務は、譲渡先事業者に移転するものとし、要綱第 15 条各項における規定を譲渡先事業者に適用する。

(委任)

第 13 この要領に規定するもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 補助対象事業の要件

補助対象設備	要件
高効率空調設備	<p>トップランナー基準を達成するもの</p> <p>※省エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき定められた令和6年4月1日時点で有効の省エネルギー性能の目標基準達成率100%以上を達成するもの</p>
LED照明	<p>既存の照明設備を新たにLED照明に更新するもの</p> <p>※次の場合は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LED照明からLED照明への交換 ・電気工事を伴わない光源部のみ（電球等）の交換
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。 ・太陽電池モジュールの公称最大出力合計値及びパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれもが10kW以上であること。 ・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。
蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 ・停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。 ・充放電を繰り返すことを前提とする据置型（定置型）のものであること。 ・常時、太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 ・蓄電容量が1kWh以上であること

別表第2 補助対象経費

補助対象設備	補助対象経費
高効率空調設備	設備本体及び付属設備の購入並びに設置に係る費用
LED照明	
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ及びその他の付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入並びに設置に係る費用
蓄電システム	リチウムイオン蓄電池、制御部（例：蓄電池ユニット）、電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）及びその他の付属機器（計測・表示装置、配線、配線器具）の購入並びに設置に係る費用

別表第3 補助金交付申請書の添付書類

番号	添付書類
1	<ul style="list-style-type: none"> ・（法人の場合）登記事項証明書（会社・法人）の原本又は写し ※交付申請の日から3か月以内のもの ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分 ・（個人事業主の場合）受領機関の受領印が押印された開業届の控え
2	<ul style="list-style-type: none"> 市税の滞納がないことを確認できるもの（市税の納税証明書等） ※交付申請の日から3か月以内のもの ※共同申請は申請者（リース契約等事業者）と共同申請者（リース契約等利用者）の双方分
3	誓約書（別記様式第1号）
4	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象設備を導入する建物等の登記事項証明書（土地・建物）の原本又は写し ※交付申請の日から3か月以内のもの
5	補助対象設備の仕様等や要件を満たすことが確認できるもの（仕様書、カタログ等）
6	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費を確認できる補助対象設備の見積書の写し ※交付申請の日から3か月以内のもの ※省エネルギー設備を導入する場合は、2者以上の見積書の写し
7	<ul style="list-style-type: none"> 見込削減効果試算表（別記様式第2号） ※省エネルギー設備を導入する場合に限る
8	<ul style="list-style-type: none"> 既存設備の仕様等がわかるもの（仕様書、カタログ、銘板部分の写真等） ※省エネルギー設備を導入する場合に限る
9	補助対象設備を導入する事業所全体及び導入場所を確認できるカラー写真（事業所外観、設備の設置予定場所、既存設備の現況のカラー写真等）
10	補助対象設備の配置図
11	<ul style="list-style-type: none"> 補助金還元確認書（別記様式第3号） ※申請者がリース契約等事業者である場合に限る
12	その他市長が必要と認めるもの

別表第4 実績報告書兼補助金請求書の添付書類

番号	添付書類
1	補助対象設備の導入に係る契約・発注・購入及び工事の着工に関する内容や契約日等が確認できる書類（契約書、発注書等の写し） ※共同申請の場合、補助金相当額が共同申請者（リース契約等利用者）に還元されることが確認できること
2	補助対象設備の導入費用についてわかるもの（請求書等の写し）
3	補助対象設備の導入費用に係る支払いを確認できるもの（領収書等の写し）
4	補助事業者による補助対象設備の導入を確認できるもの（納品書、保証書等）
5	削減効果試算表（別記様式第4号） ※省エネルギー設備を導入する場合に限る
6	補助対象設備の設置状況が確認できる現況のカラー写真
7	電力会社との協議内容が分かる書類（契約書、契約連系申込書等） ※太陽光発電設備を導入する場合に限る
8	通帳の写し ※補助金の振込先口座の情報を確認できること ※振込先口座は補助事業者名義の口座に限る
9	その他市長が必要と認めるもの